

令和8年度
事業計画書

社会福祉法人志摩市社会福祉協議会

目 次

1. 基本理念	4 ページ
2. 基本方針	4 ページ
3. 各課の取り組み	5～23 ページ

＜Ⅰ＞ 法人運営事業

○総務課

事業名	項目	ページ
1. 法人運営事業	(1) 経営基盤の見直し及び強化	5
	(2) 広報活動	5
	(3) 職員定着に向けた取り組み	6
	(4) 防災対策・感染症対策の強化	7
	(5) 地域福祉活動財源の確保	7
	(6) 志摩市との連携事業	7
2. 放課後児童クラブ事業	(1) 浜島・磯部放課後児童クラブ事業	8

＜Ⅱ＞ 地域福祉活動推進事業

○地域支援課

事業名	項目	ページ
1. 地域福祉活動推進事業	(1) 地域福祉（活動）計画の推進	8
	(2) 生活支援体制整備事業	9
	(3) 重層的支援体制整備事業	9
	(4) ひきこもり支援事業	10
	(5) 地域生活拠点づくり事業	10
	(6) 救急医療情報キット配付事業	11
	(7) その他の取り組み	11
2. 共同募金配分金事業	(1) 地域見守り事業	12
	(2) ボランティアセンター事業	12
	(3) 専門相談会	14
	(4) 共同募金配分委員会の運営	14
3. 会費充当事業	(1) 会費充当事業	14
4. 共同募金運動	(1) 共同募金運動	14
5. 生活福祉資金貸付事業	(1) 生活福祉資金貸付事業	15
6. 日常生活自立支援事業	(1) 日常生活自立支援事業	15
7. 生活困窮者自立支援事業	(1) 生活困窮者自立支援事業	15
8. 地域包括支援センター事業	(1) 地域包括ケアシステムの推進	16
9. 障がい者相談支援事業	(1) 障がい者相談支援事業	17
	(2) 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業	17

＜Ⅲ＞ 在宅福祉サービス事業

○在宅サービス課

事業名	項目	ページ
1. 居宅介護支援事業	(1) 居宅介護支援事業	18
	(2) 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業	18
2. 訪問介護事業	(1) 訪問介護事業・日常生活支援総合事業第1号 訪問介護事業・障がい者ヘルパーセンター事業	19
3. 訪問入浴介護事業	(1) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴事業	20
4. 通所介護事業	(1) 通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス	20

○障がい福祉サービス課

事業名	項目	ページ
1. 障がい者生活介護センター事業	(1) 障がい者生活介護センター事業	21
2. 放課後等デイサービスセンター事業	(1) 障がい児童デイサービスセンター事業	21
3. 就労支援事業	(1) 就労継続支援B型事業	21

SDGs への対応について

国際連合が提唱する持続可能な開発目標であるSDGsについて、その内容が志摩市社会福祉協議会の目指す方向性とも重なること、また、社会課題の解決に向け、SDGsを共通項に企業等との連携も期待できることから、事業計画・事業報告等に該当する目標（アイコン）を記載し、対外的に組織としてのSDGs推進を表明します。

持続可能な開発目標 SDGs エス・ディー・ジーズ とは・・・

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



令和8年度 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本理念

個人の人格や生き方を尊重し、住み慣れた地域において、誰もが安心して豊かに暮らせる地域福祉を実現します。

2. 基本方針

令和8年度、志摩市社会福祉協議会は、地域に暮らす一人ひとりの声に耳を傾け、生活に根ざした福祉の実現に向けて歩みを進めます。令和7年度に実施した市民アンケートでは、高齢者の移動手段や孤立防止、子育て環境の整備、地域活動の担い手不足、買い物や防犯への不安、そして相談窓口のわかりにくさなど、日常の中にある多様な課題が浮かび上がりました。これらの声は、地域福祉のあり方を見つめ直す大切な気づきであり、私たちの取り組みの原動力です。誰もが安心して暮らし続けられる志摩市を目指し、地域住民や関係機関とともに、課題の解決に向けた具体的な一歩を積み重ねてまいります。

本年度は、第4次地域福祉（活動）計画の5年目にあたるとともに、第5次計画の策定年度でもあります。これまで「地域づくりのための環境整備」「包括的な相談体制の構築」「包括的な支援体制の構築」の3つの重点施策を柱に、地域住民の主体的な活動や関係機関との連携による支援体制の整備を進めてきました。この取り組みを継続するとともに第5次計画の策定に向けて、令和7年度に実施した市民アンケート、地域座談会、**企業ヒアリング、分科会での検討結果をもとに計画原案を策定委員会に提示し協議を重ねたうえで、必要とされるプロセスを経て年度内の策定を目指します。**

さらに、令和4年度に重層的支援体制整備事業を受託して以来の新規事業として、志摩市が公募した「障がい者相談支援事業」を本会が受託いたしました。障がいのある方やそのご家族が安心して暮らせる地域づくりに向け、相談支援体制のさらなる強化と地域とのつながりの深化に取り組んでまいります。加えて、新規事業を受託することに伴う相談支援体制の整備と介護サービスの体制強化により、組織を再編いたします。

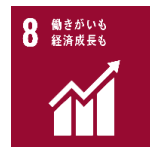
一方、物価高騰や最低賃金の引き上げ、施設改修に伴う事業所の一時移転などにより、法人の経営環境は依然として厳しい状況にあります。こうした中であっても、介護保険サービス事業および障がい福祉サービス事業においては、サービスの質の向上と利用者満足の追求を通じて、地域に必要とされる事業所であり続けることを目指します。また、令和7年度から3年間を計画期間とした中期経営計画を道標とし、不採算事業の見直しや統廃合も視野に入れた経営改革を進め、持続可能で健全な法人運営の実現に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

3. 各課の取り組み

<I> 法人運営事業

○総務課

本会の財政の健全化、事業の効率化と強化、防災・減災対策を3本柱として策定した中期経営計画（計画期間：令和7年度～令和9年度）に基づき、健全運営を目指した経営改善を重点として、次の事業に取り組みます。



1. 法人運営事業

(1) 経営基盤の見直し及び強化

目標	行動計画
①経営組織の管理体制及び財務規律を強化し、事業運営の透明性を向上させるとともに、効率的かつ適切な業務執行を行います。	①-1 定例理事会を開催します。（年3回） ①-2 定例評議員会を開催します。（年3回） ①-3 理事会・評議員会を必要に応じて柔軟に随時開催します。 ①-4 監事監査を実施します。（年2回） ①-5 内部監査を実施します。（年2回） ①-6 国等の施策・制度に即し、各種規程・要綱を改正し、適正に管理します。
②組織機構の再編や事業内容及び実施体制などを見直し、収支の均衡が図れるように現状を踏まえた経営改善に取り組みます。	②-1 管理職会議を原則毎月1回開催し、経営状況及び方向性の確認と協議を行います。 ②-2 文書事務の電子化、ペーパーレス化を推進します。また、部署において作成したデータの管理方法を検証し、データ管理についてルール化を図ります。 ②-3 既存システムの有効性と業務軽減状況について検証します。 ②-4 車両やパソコン等の備品の使用状況の把握と保守管理を徹底します。 ②-5 各種リース物件等の契約と有効性について検証します。 ②-6 職員の基本給、諸手当等について検証し、職員給与規程の改正に着手します。 ②-7 中期経営計画を実施し、進行を管理します。また、財政計画を検討・立案します。 ②-8 電気料金等の経費削減をすすめるため、施設の照明機器をLEDに移行することについて検証します。

(2) 広報活動

目標	行動計画
①本会の取り組みや地域の福祉活動、先駆的	①-1 社協だよりを発行します。（年6回）

な取り組み事例について、各種広報媒体を最大限に活用し、より多くの地域住民に地域福祉への関心をもってもらい、参加や協力の輪が広がっていくことを目指します。	①-2 ホームページや SNS により、情報を発信します。 ①-3 志摩市社会福祉大会を開催します。
--	---

(3) 職員定着に向けた取り組み

目標	行動計画
①次世代職員の育成と組織の活性化を目指し、人事評価制度の効果的な運用を目指します。	①-1 人事評価制度の運用について、目標設定、評価基準などこれまでの運用の課題を検証し、制度が成熟するよう改善に取り組みます。 ①-2 人事評価の精度を高めるための研修を実施し職員の納得感が高くなる人事評価の効果的な運用につなげます。
②業務に必要な基本姿勢や知識、技術を取得させるなど人材の育成に取り組みます。	②-1 新規採用職員、既存職員とも、三重県社協のキャリアパス対応生涯研修課程などを活用し、階層に応じた研修を順次、受講させていきます。 ②-2 持続可能な法人運営を目指し、事業に必要とされる資格取得を支援します。 ②-3 階層毎に体系化された研修計画の作成に着手します。
③正職員・嘱託職員・契約職員・パート職員のバランスに注視し、法人の事業規模に応じた職員体制を整備します。	③-1 中期的な職員採用計画の作成に着手します。 ③-2 相互理解が進む人事異動により、職員の士気高揚に努めます。
④職員の働き方を検証し、選ばれる職場づくりに努めることで、優秀な人材確保につなげます。	④-1 労働災害の低減や職場の安全衛生を推進します。 ④-2 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメントを防止する対策に取り組み、職員が生き生きと働ける職場づくりを推進します。 ④-3 仕事と子育て、介護の両立を支援し、働きやすい環境づくりを推進します。 ④-4 多様な働き方に対応できる環境づくりを推進します。
⑤障がいがある人が働く職場環境づくりに取り組みます。	⑤-1 障がい特性に応じた職場配置や業務を検討し、職場定着を推進します。 ⑤-2 法定雇用率が充足するよう障がい者の採用を検討し、適宜募集します。
⑥次世代を担う介護・福祉の人材を育成するため、高等学校、大学、事業所などの機関より実習希望者を受け入れます。	⑥-1 社会福祉士を取得するためのソーシャルワーク実習の希望者を受け入れます。 ⑥-2 介護等体験実習の希望者を受け入れます。

(4) 防災対策・感染症対策の強化

目標	行動計画
①自然災害などの非常時における対策に取り組めます。	①-1 BCP（事業継続計画）を検証し、実状に応じ修正を行います。 ①-2 自然災害などの非常時に必要とされる防災備蓄品の管理ルールを整備し、定期的なサイクルで備蓄品の補充を行います。 ①-3 消防訓練・避難訓練・参集訓練を実施します。また、福祉避難所の運営について、研修等を通じて理解を深めます。 ①-4 災害時の職員の安否確認をスムーズに行うため、連絡システムを強化します。 ①-5 関連部署と調整の上、事業者等と福祉版 DCP の協議を行います。
②新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策に取り組めます。	②-1 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス等が蔓延した場合は、対策会議を開催して感染症への対策方針について協議します。 ②-2 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策要綱により、感染症の予防に努めます。また、各種マニュアルの整備も行います。

(5) 地域福祉活動財源の確保

目標	行動計画
①地域福祉活動の貴重な財源である会費の増額に努めます。	①-1 自治会及び関係機関、法人に協力を求め、実績額の増加に努めます。 ①-2 広報紙やホームページを通じて社協を理解してもらえよう、活動や事業の積極的な情報発信を行います。 ①-3 会費の使途を明確にし、資料等へ使途を記載するなど地域住民への理解を深めます。 ①-4 特別会費については、幅広く企業へ募集します。

(6) 志摩市との連携事業

目標	行動計画
①志摩市介護・総合相談支援課、志摩市生活支援課に職員を派遣し、市との福祉サービス事業の連携強化を図ります。	①-1 相談支援調整会議・地域支援コーディネーター定例連携会議の開催や、地域福祉推進会議等への参画を通じて、市の福祉分野の内外を問わず、関係機関や団体への協力や連携のための調整を行います。 ①-2 経済的な課題を抱えている地域住民等の相談

	を受け止め、関係機関との連携と寄り添い支援を進めます。
--	-----------------------------

2. 放課後児童クラブ事業（志摩市受託事業）

（1）浜島・磯部放課後児童クラブ事業

目標	行動計画
①市及び関係機関と協調し磯部及び浜島地域において、放課後児童の健全育成と保護者の就労支援に寄与すべく、事業を運営します。	①-1 放課後児童クラブ運営委員会を年2回開催し、保護者及び有識者代表の意見・助言を事業運営に活かしていきます。 ①-2 必要に応じて利用者ニーズをアンケート等で把握し、事業改善や施設の環境整備を行います。 ①-3 伝統的な遊びやスポーツ、文化活動の知識や経験のある地域の方等を招き、交流やレクリエーションの場を提供します。 ①-4 職員の資質向上のため月1回のミーティングと、年1回の事業所内研修を行います。
②児童及び職員の安全を確保し、安心して利用できる居場所づくりに取り組みます。	②-1 防災計画の見直しと年1回以上の避難訓練を実施します。 ②-2 磯部放課後児童クラブの事業所移転について、行政や関係機関と連携して進めます。

<Ⅱ> 地域福祉活動推進事業

○地域支援課

第4次志摩市地域福祉（活動）計画は最終年度を迎えます。

令和7年度より、第5次計画策定委員会及び分科会を通して地域福祉に関する課題の共有を進めてきました。令和8年度は、

これらの思いを受け止め、第5次地域福祉（活動）計画への提言に繋げていきます。

生活支援に関する取り組みでは、孤立・孤独、生活困窮、問題の複雑化など、様々な生きづらさを抱えている人々を適切な支援につなぐために、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援事業や生活困窮者自立支援事業等において、個別課題に寄り添った支援を進めていくとともに、各地域福祉事業の取り組みを進める中でお互いに助け合いながら暮らしていける包括的な支援体制を目指していきます。



1. 地域福祉活動推進事業

（1）地域福祉（活動）計画の推進

目標	行動計画
①第4次地域福祉（活動）計画の推進に向けて、市関係部署と連携、協働し、進行管理を行います。	①-1 第4次地域福祉（活動）計画の全体的な調整と進捗の確認を行います。 （地域福祉推進会議への参加：月1回） ①-2 地域福祉推進審議会の開催（年2回）に合わせ、計画の進捗を評価し、課題を立てます。

②第4次地域福祉（活動）計画の理念「誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市」の実現に向け、3つの重点施策に取り組みます。 重点施策1：「地域づくり」のための環境整備 重点施策2：「包括的な相談体制」の構築 重点施策3：「包括的な支援体制」の構築	②-1 地域支援コーディネーター（2層）による地域活動を推進します。 ・地域訪問（各町月20回以上） ・ふくし座談会の開催支援（年1回） ・事業所等の訪問（各町月1回以上） ※1-（2）生活支援体制整備事業参照 ②-2 ボランティアセンターの機能を強化します。 ※1-（3）重層的支援体制整備事業参照 ②-3 相談支援調整会議へ参画します。 ※1-（3）重層的支援体制整備事業参照
---	--

（2）生活支援体制整備事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①地域住民と地域の強みと弱みに向き合いながら、住民が自分たちで何ができるか、何に取り組んでいくのか、地域の将来について話し合いができるよう支援します。 ②地域での取り組み（地域資源）が地域で有効に活用されるように整備します。 ③地域アセスメントや組織化などの手法やコミュニティソーシャルワークによる地域ネットワークのしくみづくりを進めるための技術や知識を習得し、質の高い地域支援を行います。	①-1 3層単位でふくし座談会の開催を支援し、地域力向上に向けた協議を進めます。 （年1回、全地区の開催を支援） ①-2 地域住民が地域づくりや日常生活の自立支援に主体的にかかわることができるよう、地域住民と共同で地域アセスメントを実施します。 ② 地域資源を把握し、見える化（一覧・地図等）して、ホームページ等を通じて地域住民や関係機関、事業所が活用できるように整備します。 ③ 地域アセスメントやコーディネート機能を担うことができるように、技術や知識の習得に努めます。 （研修会への参加：1人3回程度）

（3）重層的支援体制整備事業（志摩市受託事業）

①アウトリーチ支援事業〔2．共同募金配分金事業との連携〕

目標	行動計画
①多機関協働事業（相談支援調整会議）、地域支援コーディネーター、自立相談支援機関（ふんばり）等と連携し、支援に向けた環境の整備に取り組みます。 ②自ら支援を求めることのできない、または支援につながることに拒否的な方に対して、継続的なアウトリーチ（訪問活動）を実施します。	① 志摩市が開催する相談支援調整会議（週1回）へ参画します。（当会議の構成機関や他関係機関と本会事業との連携を高めます。） ② 相談支援調整会議と連携して、アウトリーチプランを作成し、支援を行います。

②参加支援事業〔2共同募金配分金事業との連携〕

目標	行動計画
①多機関協働事業（相談支援調整会議）、アウトリーチ支援事業、生活支援体制整備事業との連携体制を構築します。	①-1 地域支援コーディネーターと連携会議を実施します。（月1回） ①-2 相談支援調整会議と地域支援コーディネーターの定例連携会議へ参加します。（月1回）
②孤立・孤独等の課題に対し、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。	②-1 相談支援調整会議と連携して、参加支援プランを作成し、支援を行います。 ②-2 社会資源の把握と連携、開拓を行います。
③参加支援の充実と市民のボランティア参画を推進するため、ボランティアセンター機能を強化して、ボランティアの支援と社会資源の拡大を図ります。	③ ボランティア活動やサロン活動など、地域住民の主体的な地域活動を支援します。 ※2-（2）ボランティアセンター事業参照

（４）ひきこもり支援事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、相談支援調整会議を活用する等、ネットワークづくりを進めます。	①-1 次の機関等との情報共有や課題検討等を通じてネットワークづくりを進めます。 ・相談支援調整会議 ・地域福祉推進会議 ・教育委員会
②当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を整備します。また、対象者に向けた講習会等を開催し、対象者への支援や情報発信を行います。	②-1 家族会を開催します。（月1回） ②-2 家族教室を開催します。（年1回）
③地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、住民向けの講演会・研修会を開催します。また、ひきこもりに関する支援情報や地域の社会資源などの周知・広報を行います。	③-1 講演会を開催します。（年1回） ③-2 本会と志摩市の広報誌やホームページ・SNS等を通じて情報を発信します。

（５）地域生活拠点づくり事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①間崎地区生活拠点支援事業（志摩町間崎地区）生活支援拠点もやい（いきいきセンター）の運営を支援します。また、地域のマンパワーの大きな低下に対し、持続可能な生活支援の仕組みを住民や関係機関とともに検証します。	①-1 住民の主体性や参加を尊重し、地元スーパーマーケットと協働するショップやサロン活動を住民が役割を持てるようにコーディネートします。 ①-2 住民の生活支援と地域生活の機能維持の両方の視点を持って、地区内外の支援や資源を発掘するとともに、関係機関と持続可能な仕組みを検討します。

②地域拠点づくり事業（阿児町神明地区） 神明地区の菜の花館を拠点に、地域住民の孤独・孤立を防ぐために、地域コミュニティを形成する居場所づくりを検証します。また、多様な担い手がつながるプラットフォームの構築を進めます。	②-1 居場所や生きがいがづくり活動を支援します。 （地域住民と拠点活用の検討、拠点利用者と地域資源のコーディネート等） ②-2 地域福祉課題に対する取り組みを支援します。（利用者と事業者等との連携支援等） ②-3 多様な活動団体の活動拠点として整備し、必要な支援を行います。
---	---

（６）救急医療情報キット配付事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①高齢者等の急な傷病など万が一に備えるため、救急医療情報キットを必要とする独居高齢者や高齢者世帯等へ配付します。	①-1 自治会や民生委員・児童委員等と協議し、対象者へ救急医療情報キットを配付します。 ・配付時期：令和８年６月から ・対象年齢：70歳以上独居高齢者、高齢者世帯等 ・配付数：令和８年度新規対象者約 600 世帯 ①-2 医療情報等の更新を促します。（年１回）

（７）その他の取り組み

①成年後見制度の利用支援

目標	行動計画
①認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力に不安のある人の自己選択や自己決定を支援するため、成年後見制度の利用を支援します。	①-1 支援に要する財源の確保に努め、後見業務を担当する職員数（配置）に見合った支援を継続していきます。 ①-2 「志摩市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、相談支援、周知啓発など、関係機関との連携を図ります。 ①-3 成年後見専門委員会へ参加します。 （年２回程度）
②本会における成年後見業務（法人後見）の実施体制について見直します。	② 法人後見の事務マニュアルを作成し、担当者間で共有を図ります。

②福祉関係団体の支援

目標	行動計画
①地区民生委員児童委員協議会との連携強化を図り、小地域での福祉活動を推進します。	① 地区民生委員児童委員協議会の事務局を担当します。（５地区） ・定例会、役員会、専門部会の事務調整 ・研修会の企画、開催支援 ・市連合会（事務局：市地域福祉課）との連絡調整
②当事者団体の自主運営のための側面支援を行います。	②-1 志摩市老人クラブ連合会の自主運営を支援します。 ・役員会等への参加（年６回程度）

	・行事等への協力（年２回程度） ②-2 志摩市障がい者福祉会の自主運営を支援します。 ・理事会等への参加（年４回程度） ・行事等への協力（年１回程度） ②-3 志摩市視覚障がい者福祉会の自主運営を支援します。 ・総会への参加（年１回） ・行事等への協力（年１回程度）
--	---

③災害時要援護者支援

目標	行動計画
①志摩市と地域連携を図り、災害弱者支援を進めながら、地域の日常的な支え合いの環境づくりを支援します。	① 志摩市と連携して避難行動要支援者制度に取り組みます。（災害時等において支援を希望する対象者の情報を自治会等と共有し、日頃の見守りや災害時の避難支援等に役立てていくための地域づくりを支援します。）

2. 共同募金配分金事業

（１）地域見守り事業

目標	行動計画
①地域での支えあい活動や見守り活動の促進に努めます。	① 関係団体、ボランティア等と協力して見守り活動を実施します。定期的に訪問を行い、安否が確認できない場合や困りごとを発見した場合は、親族や関係機関と連携して問題解決を図ります。 (定期訪問：各地区年 12 回)

（２）ボランティアセンター事業

①ボランティア活動の支援

目標	行動計画
①ボランティア・市民活動のための体系的な学びの機会を提供します。	①-1 ボランティア養成講座・発展講座を開催します。（年１回以上） ①-2 ボランティア等に関心をもつ人びとが活動を体験できる機会としてトライアル制度を実施します。（年１回程度）
②日常的な活動支援機能の充実を目指します。	②-1 ボランティアと支援希望者の橋渡し（マッチング）支援を行います。（随時） ②-2 HP、SNS 等を活用し活動の PR を行います。（月１回以上の情報発信） ②-3 助成金の交付を行います。 ・ボランティア団体福祉活動助成事業

	25 団体、1 団体上限 10,000 円 ・先駆的・重点的地域福祉活動助成事業 7 団体、1 団体上限 100,000 円
③活動経験や抱えている課題などを話し合い、活動に対する想いを共有する場を作ります。	③ ボランティア同士の研鑽や交流を目的に、交流会を開催します。（年 1 回以上）

②地域ふれあいサロン支援事業

目標	行動計画
①地域で孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域住民が主体となって取り組む交流拠点づくりを支援します。	①-1 住民主体の交流拠点づくりを支援します。 （相談支援・情報提供・活動支援） ①-2 助成金の交付を行います。 ・39 団体、1 団体上限 30,000 円

③福祉学習の支援

目標	行動計画
①児童・生徒が、体験学習の機会を通して社会福祉に理解と関心を高め、日常生活の中で相互扶助・社会連帯の思想を浸透させるとともに、家庭及び地域社会への啓発を図り、地域福祉の向上を図ります。	①-1 学校と協力して福祉体験プログラムを作成し、福祉学習を支援します。 ①-2 パンフレット「福祉学習のすすめ」を学校へ案内し、福祉学習を推進します。 ①-3 福祉体験教室を開催し、社会福祉の理解と関心を深めます。 ①-4 助成金の交付を行います。 ・7 校、1 校上限 30,000 円

④災害ボランティアセンターの運営準備

目標	行動計画
①有事に備え、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう準備していきます。	①-1 災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンターの運営訓練を行います。（年 1 回） ①-2 災害ボランティアセンター運営協力者の養成に向け、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。（年 1 回）
②有事に備え、県内市町社協の連携強化を進めます。	② 南勢志摩ブロック災害時社協広域連携協議会へ参画します。
③UMOU 災害支援プロジェクトを実施します。	③ UMOU プロジェクト(※1)をおもいやりプロジェクト(※2)や市と協力して実施します。 寄付金は災害ボランティアセンターの運営に充当するため積み立てます。 (※1)UMOU プロジェクト 市内で集められた羽毛をリサイクル買取りによって寄付金として還元するしくみ (※2) おもいやりプロジェクト

	UMOU プロジェクトを主催する市民団体 (実施期間：9 月～11 月)
--	---

(3) 専門相談会

目標	行動計画
①住民が抱える様々な悩みや困りごとの中で、 法的な問題に対し、解決に向けた必要な 情報提供と助言の機会を提供します。	①-1 土地・相続・金銭貸借などの専門相談会を開催 します。 (弁護士相談：年 6 回、司法書士相談：年 6 回) ①-2 法テラス三重による民事法律扶助無料法律相 談会を支援します。(年 6 回) ①-3 成年後見・相続に関する相談として、行政書 士による相談会を支援します。(年 6 回)

(4) 共同募金配分委員会の運営

目標	行動計画
①社会福祉を目的とする団体や事業に対し、 公平中立な立場で配分金を配分できるよう 運営していきます。	① 共同募金配分金事業を精査・検証し、効果的 に事業を実施するため、配分委員会へ意見を 求めます。(配分委員会：年 3 回)
②共同募金配分金の効果的な配分方法を見い 出します。	② 共同募金配分助成審査会を開催します。 (年 1 回)

3. 会費充当事業

(1) 会費充当事業

目標	行動計画
①地域が地域課題等を考える機会を持ち、地 域福祉の機運と実践力を高められるよう支 援し、小地域活動の活性化を図ります	①-1 50 地区へ働きかけ、自治会をはじめとする地 縁団体が地域課題の解決を目的に行う福祉活 動に対して、助成金を交付します。 ①-2 小地域福祉活動助成事業の活用を地域に働き かけ、ふくし座談会と連動した住民主体の福 祉活動の活性化を図ります。

4. 共同募金運動

(1) 共同募金運動

目標	行動計画
①三重県共同募金会志摩市共同募金委員会の 事務局として共同募金運動を推進します。	①-1 運営委員会を開催します。(年 3 回) ①-2 監事監査を実施します。(年 1 回) ①-3 自治会及び関係機関、法人に協力を求め、実 績額の増加に努めます。 ①-4 広報誌、ホームページや SNS を通じて共同募 金運動を理解してもらえるよう、活動や事業 の積極的な啓発を行います。 ①-5 募金の使途を明確にし、資料等へ使途を記載

	するなど市民への理解を深めます。 ①-6 法人募金については、幅広く企業へ募集します。
--	---

5. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業（三重県社会福祉協議会受託事業）

目標	行動計画
①低所得者世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対して資金の貸付けと必要な援助指導を行い、経済的に安定した生活が送れるよう支援します。	①-1 生活福祉資金の借り入れについて、貸付相談を実施します。(随時) ①-2 現在の貸付世帯の中で、定期的に滞納者の生活状況を確認し、借入れ資金への償還指導を行います。 ①-3 生活福祉資金貸付担当者研修会へ参加します。(年1回) ①-4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた相談者の生活状況を把握し、生活困窮者自立相談、家計改善相談と連携した支援を行います。 ①-5 民生委員・児童委員と連携し、貸付の申請及び償還指導を行います。

6. 日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業（三重県社会福祉協議会受託事業）

目標	行動計画
①判断能力に不安のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行い、できる限り地域で自立した生活が送れるよう支援します。	①-1 新規利用者の相談支援を行います。(随時) ①-2 三重県社会福祉協議会が主管する契約締結審査会へ参加します。 (オンライン審査会：月1回) ①-3 専門員の資質向上に努めます。 ・専門員研修会への参加 ・成年後見制度研修会への参加 ・その他専門員として必要な研修への参加 ①-4 生活支援員の資質向上に努めます。 ・生活支援員研修会への参加(年1回) ・本会が主催する研修会への参加 ①-5 利用者の再評価を定期に実施します。 ①-6 成年後見制度へのつなぎ支援や本会の法人後見との連携を図ります。

7. 生活困窮者自立支援事業

(1) 生活困窮者自立支援事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①自立相談支援事業・就労準備支援事業・家	①-1 生活に困窮している人が自立に向かうための

計改善支援事業の三事業が一体となって複合的な生活課題がある生活困窮者に対して相談支援を行います。 ②関係機関や地域の協力者と連携しながら生活困窮者の早期発見に努め、支援につながりにくい方が相談につながるよう取り組みます。 ③質の高い個別支援を行なうための技術や知識を習得し、包括的な相談支援に取り組みます。	支援プランを作成します。 ・目標件数：新規相談受付 90 件以上 支援プラン作成 80 件以上 ①-2 支援調整会議を開催し、支援方針を決定します。 ①-3 就労が困難な人への支援として就労準備支援プログラムを作成し、就労体験や生活習慣の改善を支援します。 ①-4 収入と支出のバランスを図るため、家計再生プランを作成します。 ②-1 志摩市生活支援課内に設置された出先機関と情報共有を図りながら、志摩市との連携強化に取り組みます。 ②-2 子育てはっぴい隊活動を持続可能なしくみにできるように取り組みます。 (物資供給・保管・提供の仕組みづくり) ②-3 関係機関が主催する会議等へ参加します。 (三重県や志摩市が主催する会議、ハローワーク主催の会議、民児協定例会等) ②-4 研修会等を実施し、事業の啓発を行います。 ②-5 個別事例の課題から、地域資源の把握や社会資源の開発を検討します。 (認定訓練事業、連携企業の開拓、連携企業開拓会議の実施、居場所づくり等) ③-1 集合研修やオンライン研修へ参加し、相談員の資質向上に努めます。 ③-2 国が主催する研修、都道府県が主催する研修、ブロック別研修へ参加します。 ③-3 関係機関が主催する研修会へ参加します。 (関係機関：就労支援、ひきこもり支援、子どもの貧困、こころの健康づくり、障がい者支援、高齢者支援)
--	--

8. 浜島・磯部地域包括支援センター事業（志摩市受託事業）

（1）地域包括ケアシステムの推進

目標	行動計画
①保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がチームアプローチによる住民の健康保持及び生活の安定に向けた必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。	①-1 高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けとめ、必要な支援を調整します。高齢者以外の相談にも柔軟に対応し、地域支援課など関係機関と連携して課題解決にあたります。 ①-2 高齢者の虐待の早期発見・防止のための地域

	支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供などを行います。 ①-3 ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返り、他機関との連携が行えるよう支援します。 ①-4 要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が、効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行います。 ①-5 要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況や環境等を勘案し介護予防サービス計画を作成します。 ①-6 地域ケア会議を開催し、高齢者が抱える様々な問題を見つけて整理し、関係機関と情報を共有し、解決が図れるようにします。
--	---

9. 障がい者相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業（志摩市受託事業）

目標	行動計画
①障がい者や家族が抱える様々な悩み、困りごとに対し、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を行います。福祉サービスに繋がらない方を適切な関係機関に繋げ、継続的な支援に結び付けていきます。(主に浜島・阿児・磯部地区担当)	①-1 障がい者や家族からの困りごとなど、多様な相談を総合的に受けとめ、必要な支援を調整します。 ①-2 本会内の各種専門職（地域、高齢、障がい）と連携を図り、多様な利用者の相談に応えられるよう体制の整備を行います。 ①-3 地域において支援が必要な人を発見し、積極的に情報や支援を届けます。 ①-4 本会の強みを生かし、公的サービスだけでなくインフォーマルサービス等も取り入れた支援を行います。 ①-5 市役所や基幹型相談支援センター、障害者相談支援事業等と連携が取れた相談支援の体制を構築します。 ①-6 志摩市地域自立支援協議会の各プロジェクトチームへ参画し、積極的な協力関係を築きます。

(2) 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

目標	行動計画
①障がい者等の有する能力及び適正に応じ、	① サービス等利用計画作成数の目標値は、年

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切なサービス等利用計画を作成します。	300 件を目安とします。
②相談支援専門員として資質向上に努め、行政、サービス事業者等との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指します。	② 専門性を担保するため、1 人 2 回以上外部研修に参加します。

＜Ⅲ＞ 在宅福祉サービス事業

○在宅サービス課

核家族化と高齢化が進んでいることにより、介護者の多くが 65 歳以上の高齢者となり、体力的・精神的な負担を抱えながら介護を続けている現実があります。ご本人はもとより、介護者にも寄り添いながら、利用可能なサービスや制度を活用し、関係機関と連携することで、より良い介護環境を実現できることを目指します。



訪問介護事業においては、新たに職員を採用しました。職員を増員することにより、サービス提供の需要に対応していきます。また、労働環境の改善や処遇の改善等の対策を進めていくと伴に、課内において事業所間で応援体制を構築しながら連携していきます。

磯部通所介護事業においては、磯部健康福祉センター「かがやき」の改修工事が完了するまでの期間、引き続き「グループホームしまの憩」の 1 階にて事業を運営していきます。

また、令和 7 年度に作成した中期経営計画が計画通りに実行できるよう進捗管理していきます。

1. 居宅介護支援事業

(1) 居宅介護支援事業

目標	行動計画
①介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成し、自立支援・重度化予防に努めます。	① 各事業所のケアプラン作成数の目標値は、ゆうゆう月 320 件、かがやき月 420 件を目安とします。（介護、予防、障がいの各プラン合算）
②高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、行政、サービス事業者、医療機関など関係機関との連携を密にし、地域の実情に応じた取り組みにより、信頼性の高い事業所を目指します。	②-1 志摩市介護・総合相談支援課等から紹介される困難事例に対応します。 ②-2 24 時間連絡体制の確保及び相談に応じる体制を整えます。
③研修会、事例検討会、勉強会等に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。	③-1 専門性を担保するため、1 人 6 回以上外部研修に参加します。 ③-2 定例会（週 1 回）及び事業所内研修会（月 1 回）を開催し、感染症や災害への対応力強化、虐待防止に取り組みます。 ③-3 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施します。（年 1 回）

④ICT を活用して事務業務の効率化を図り、働きやすい環境を整えます。	③-4 志摩市主催の自立支援型地域ケア会議へ参加します。 ③-5 居宅介護支援事業所の情報交換会を開催します。(年 6 回) ④ 訪問時に利用者情報等を入力できるタブレット端末を活用し、業務の効率化を図ります。
-------------------------------------	---

(2) 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

目標	行動計画
①障がい者等の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切なサービス等利用計画を作成します。 ②相談支援専門員として資質向上に努め、行政、サービス事業者等との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指します。 ③介護保険制度の介護支援専門員と密接に連携していきます。	① 各事業所のケアプラン作成数の目標値は、ゆうゆう月 320 件、かがやき月 420 件を目安とします。(介護、予防、障がいの各プラン合算) ②-1 専門性を担保するため、1 人 2 回以上外部研修に参加します。 ③-1 相談支援事業所の情報交換会を開催します。(年 6 回)

2. 訪問介護事業・障がい者ヘルパーセンター事業

(1) 訪問介護事業・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業・障がい者ヘルパーセンター事業

目標	行動計画
①利用者のニーズに沿ったサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。 ②人材育成のための研修やスキルアップ・キャリアアップのために学べる研修を、オンライン動画により効率的・効果的に実施していきます。 ③新規利用者の獲得、利用者のサービス提供回数の増加に積極的に取り組みます。	①-1 情報交換会議を開催します。(年 3 回) ①-2 課題検討会議を開催します。(年 3 回) ①-3 毎月 1 回はパート職員を含めた情報交換を行い、支援内容の確認を行います。 ①-4 利用者へのサービスの質を向上させることを目的として、利用者本人もしくは家族にアンケート調査を実施します。 ②-1 個別の研修計画(職種別・職員階層別)を作成し、介護現場で役立つ知識・技術が学べるオンライン動画の研修を行います。(毎月実施) ②-2 常勤職員は外部研修に参加します。研修内容を職員に伝達し、知識の共有化を図ります。(1 人 1 回以上) ③-1 居宅介護支援事業所へ空き状況を報告します。 ③-2 訪問介護事業においては 1 ヶ月の平均サービス提供時間の目標値を 1,700 時間とします。 ③-3 障がい者ヘルパーセンター事業においては 1 ヶ月の平均サービス提供時間の目標値を 1,050 時間とします。

3. 訪問入浴介護事業

(1) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業

目標	行動計画
①利用者のニーズに沿ったサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。	①-1 情報交換会議を開催します。(年3回) ①-2 課題検討会議を開催します。(年3回) ①-3 利用者へのサービスの質を向上させることを目的として、利用者本人もしくは家族にアンケート調査を実施します。
②人材育成のための研修やスキルアップ・キャリアアップのために学べる研修をオンライン動画により効率的・効果的に実施していきます。	②-1 個別の研修計画(職種別・職員階層別)を作成し、介護現場で役立つ知識・技術が学べるオンライン動画の研修を行います。(毎月実施) ②-2 常勤職員は外部研修に参加します。研修内容を職員に伝達し、知識の共有化を図ります。
③新規利用者の獲得、利用者のサービス提供回数の増加に積極的に取り組みます。	③-1 居宅介護支援事業所へ空き状況を報告します。 ③-2 1ヵ月の平均利用回数の目標値を75件とします。

4. 通所介護事業

(1) 通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

目標	行動計画
①利用者のニーズに沿ったサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。	①-1 情報交換会議を開催します。(年6回) ①-2 課題検討会議を開催します。(年6回) ①-3 看護師会議を開催します(年1回) ①-4 利用者へのサービスの質を向上させることを目的として、利用者本人もしくは家族にアンケート調査を実施します。
②人材育成のための研修やスキルアップ・キャリアアップのために学べる研修をオンライン動画により効率的・効果的に実施していきます。	②-1 個別の研修計画(職種別・職員階層別)を作成し、介護現場で役立つ知識・技術が学べるオンライン動画の研修を行います。(毎月実施) ②-2 常勤職員は外部研修に参加します。研修内容を職員に伝達し、知識の共有化を図ります。
③新規利用者の獲得、利用者のサービス提供回数の増加に積極的に取り組みます。	③-1 居宅介護支援事業所へ空き状況を報告します。 ③-2 各事業所の1日の平均利用者数の目標を以下のとおりとします。 ・浜島通所介護事業所：38人 ・大王通所介護事業所：30人 ・磯部通所介護事業所：26人
④利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、事業の運営に当たって、感染症対策を講じながら地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行い地域との交流に努めます。	④ ボランティア団体等によるボランティア活動により、話し相手(傾聴)や余興(演奏、舞踏、マジックなど)の受入れなど地域との交流に努めます。また、幼保園や小学校との交流活動を行います。

○障がい福祉サービス課

地域で介護や支援が必要とされる障がいのある方に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような継続したサービスを提供し、関係機関と連携を図りながら事業運営に取り組んでいきます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、現状のサービス体制や環境状況に応じた事業継続に向けて、単年度における黒字決算の実現に努めていきます。

また、障がい福祉サービスの質の向上においても重点目標として取り組んでいきます。



1. 障がい者生活介護センター事業

(1) 障がい者生活介護センター事業

目標	行動計画
①介護を要する障がいのある方に対してそれぞれのニーズに沿った、通所による入浴、排泄つ及び食事等の介護、創作活動や生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力の向上のために必要な援助を行います。また、家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。	①-1 常勤職員は、年2回以上の外部研修に参加するとともに事業所内での伝達研修を行うことにより、職員の資質向上を図ります。 ①-2 毎月1回事業所連携会議を開催し、情報の共有や課題等の検討に取り組み、職員の利用者支援のスキルアップに努めます。 ①-3 1日の平均利用者数の目標を以下のとおりとします。 ・きらり事業所：13人 ・かがやき事業所：11人 ①-4 磯部健康福祉センターかがやきの大規模改修工事の状況を踏まえながら、事業統合を進めていきます。

2. 放課後等デイサービスセンター事業

(1) 障がい児童デイサービスセンター事業

目標	行動計画
①小学生から高校生までの学齢期の子どもを対象とした療育を行っていきます。 個別療育で個々への支援を実施し、集団支援で社会性やコミュニケーションを学ぶ場を提供します。 また、保護者への相談援助や関係機関との連携を実施し、包括的な支援を行えるよう努めます。	①-1 1日の平均利用者数の目標を8人とします。 ①-2 常勤職員は、年2回以上の外部研修に参加します。また、事業所内での伝達研修を行うことにより、利用者支援の質の向上を図ります。 ①-3 毎月1回事業所内会議を行い情報の共有や課題の検討を行います。

3. 就労支援事業

(1) 就労継続支援B型事業

目標	行動計画
①一般企業等での就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	【全事業所共通】 ①-1 職員会議を毎月1回開催します。また、その他必要に応じて職員会議・支援会議等を適宜開催します。 ①-2 常勤職員は、年2回以上外部研修に参加します。また、事業所内での伝達研修や勉強会を行うことにより、職員の資質向上を図ります。 ①-3 1日の平均利用者数の目標を以下のとおりとします。 ・はばたき事業所 : 17人 ・あいのその事業所 : 17人 ・えりはら事業所 : 17人 ①-4 事業統合に向けた課題を整理します。 【障がい者支援施設はばたき】 ①-5 平均工賃25,000円を維持できるように作業計画の充実を図ります。 ①-6 事業所内での勉強会等を行い支援の充実を図ります。 ①-7 地域との交流を行い、障がい者自身が地域で安心して生活できるよう取り組みます。 【障がい者支援施設あいのその】 ①-8 担当職員の負担や費用対効果を考慮して、令和8年度以降の事業見直しを行います。 ①-9 利用者支援の質を高めます。 ・適宜必要に応じた早期の事例検討の実施 ・個別支援マニュアルの作成 ・アセスメントの質の向上 ①-10 自主製品の販路拡大を目指すことで、売上及び工賃の確保、より多くの方に授産製品、障がい福祉事業所の活動を知ってもらえるよう努めます。 ①-11 地域の障がいに対する理解を進めるために福祉学習や地域住民との交流等を行います。 【障がい者支援施設えりはら】 ①-12 就労支援事業収入を維持し、工賃確保につながるよう作業内容を考えていきます。

	①-13 パンの製造販売について、販売先の見直しや新しい販路の確保と売れる新商品の開発に努めます。また、お客様が店舗に来て頂けるような環境作りとPRに努めます。 ①-14 えりはらパンの認知度を上げるために社協のインスタグラムを活用して、毎月限定販売しているフェアパン等の情報を発信していきます。 ①-15 利用者支援の向上、職員間の連携を高めて利用率の安定と新規利用者の獲得に努めます。
--	---